

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 36 回食品表示部会

日時 : 2008 年 4 月 28 日 (月) ~5 月 2 日 (金)  
 場所 : オタワ (カナダ)

## 仮議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	附属文書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	改訂案：エチレンの追加 (ステップ 7)
c)	新規作業提案：附属文書 2 からのロテノンの削除
5.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の改正案：原材料の量に関する表示 (ステップ 7)
7.	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案 (ステップ 7)
8.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
9.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 26 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催される予定。

## 第 36 回食品表示部会(CCFL)の主な検討議題

日時：2008 年 4 月 28 日（月）～5 月 2 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

主要議題の検討内容

### 議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン： （ステップ 7）

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」（GL 32-1999, Rev. 1-2001）に関し、①使用可能な食品添加物リストの改訂（ステップ 7）、②キウイフルーツとバナナの追熟目的のエチレンの追加（ステップ 7）及び③我が国が新規作業として提案している、魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リストからの削除」について検討を行うこととなっている。

①については、コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）の改訂内容を反映するとともに、ガイドライン第 5 章で示されている資材追加の規準と整合性の取れたリストとなるよう、②については現行案が採択されるよう、③については我が国の提案が採択されるよう対応したい。

### 議題 5 b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関する ガイドライン原案：表示規定（ステップ 4）

本ガイドライン策定については、1993 年以降議論してきているものである。

本年 1 月にガーナのアクラにおいて開催された作業部会では、現行のコーデックス文書が遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示のガイダンスとなっているかについて、米国、カナダ、ナイジェリアが作成した背景文書の要素を抽出した文書が作成された。当該文書がガイドライン原案として扱われるのか、加盟国への情報提供のための文書とされるのかについては、ステップ 4 となっているガイドライン原案の取扱いと併せ、部会で議論することとされている。

我が国としては、従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであるが、コンセンサスが得られない場合は、先般のガーナ作業部会での議論を踏まえ、表示ガイドラインの有無ではなく、各国のアプローチが尊重されることが重要との立場で対応したい。

## **議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正案：原材料の量に関する表示 (ステップ 7)**

第 28 回部会 (2000 年) より、IACFO (International Association of Consumer Food Organizations) の勧告を基に「包装食品の表示に関する一般規格」(Codex Stan 1-1985(Rev. 1-1991)) の「原材料の量に関する表示」(5.1) について、表示対象の拡大を検討している。第 30 回総会 (2007 年) においてステップ 5 で予備採択された。

我が国としては、原材料の量 (使用割合) に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、ある原材料の表示が強調されているか否かは各国が規定すべきであるとの方針で対応してきており、改正案では、これが認められていると見られるところであるため、引き続き維持されるよう対応したい。

## **議題 7 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案 (ステップ 7)**

前回会合では、本定義はあくまでも「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」の中での使用に限られるべきであるとの考えにより修正された定義原案に合意され、第 30 回総会においてステップ 5 で予備採択された。

我が国としては、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を保護する観点から、栄養・健康強調表示の範囲に限定して広告の定義を策定するよう対処してきたところである。本定義案を支持する方向で対応したい。